

マイナンバーカードを資料利用券としてご利用いただけます

大分県立図書館では、総務省が推進する「マイキープラットフォーム構想」の一環であるマイナンバーカードを活用した『図書館共同利用システム』実証事業に参加しており、マイナンバーカードを資料利用券としてご利用いただけます。

なお、マイナンバーカードでの図書館利用には、大分県立図書館調査相談カウンターで事前登録が必要となります。

利用いただける内容～資料(本)の貸出(禁帯本や郷土情報関係、雑誌、新聞等は除く)

1. 事前登録に必要なもの

- (1) 「マイキーID」を設定したマイナンバーカード
※マイキーIDは事前にご自身で設定いただくものです。
 - ・大分県立図書館でも設定用のパソコンを用意します。
 - ・マイキーIDを設定される際は、マイナンバーカードの暗証番号(数字4ケタ)の入力が必要です。



- (2) 大分県立図書館資料利用券

- ※資料利用券をお持ちでない方は、最初に資料利用券をお作りください。
- ・資料利用券の発行要件については、利用案内をご覧ください。



2. 事前登録の手続き

- (1) 大分県立図書館2階調査相談カウンターで申込書に記入し、マイナンバーカードと資料利用券を添えて提出してください。
- (2) 大分県立図書館では、専用端末でマイナンバーカードを読み取り、マイナンバーカード内に保存されているマイキーIDと図書館カード番号を相互に関連付け、マイキープラットフォームに登録します。

3. 貸出の手続き

- 貸出カウンターでマイナンバーカードの提示(読み取り)のみでご利用いただけます。
※自動貸出機の場合は、資料利用券をご利用ください。

※マイキープラットフォームとは

図書館等の公共施設の利用者カードや自治体のポイントカード等、様々なカードに関する利用番号等と、マイナンバーカードのマイキー部分(マイナンバーカードのICチップの民間活用可能な公的個人認証と空き領域の部分)に作成するID(マイキーID)を紐づけ、マイナンバーカード1枚で様々なサービスを利用可能とするシステム。

【マイキープラットフォームについての問い合わせ先】

大分県総務部電子自治体推進課(097-506-2064)